

平成 25 年 3 月 6 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月6日（2日目）

- 日程第1 議案第1号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第2号 平成24年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第3 議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第26 発議第26号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 発議第27号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第28 発議第28号 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書
- 日程第29 発議第29号 愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書
- 日程第30 請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 竹内 壽一 | 2番 | 山下 節子 |
| 3番 | 吉原 一治 | 4番 | 鈴木 欽夫 |
| 5番 | 鳥居 恵子 | 6番 | 松本 保 |
| 7番 | 鈴川 和彦 | 8番 | 沢田 清 |
| 9番 | 榎本 芳三 | 10番 | 榎戸 陵友 |
| 11番 | 相川 成三 | 12番 | 石黒 充明 |

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------|-------|--------|------|
| 町長 | 石黒和彦 | 副町長 | 鳥居敏正 |
| 総務部長 | 渡辺三郎 | 総務課長 | 大岩良三 |
| 検査財政課長 | 鈴木正則 | 防災安全課長 | 石黒廣輝 |
| 税務課長 | 鈴木喜雅 | 企画部長 | 齋藤恵吾 |
| 企画課長 | 林昭利 | 地域振興課長 | 鈴木良一 |
| 建設経済部長 | 平山康雄 | 建設課長 | 吉村仁志 |
| 産業振興課長 | 北川眞木夫 | 水道課長 | 石堂和重 |
| 厚生部長 | 早川哲司 | 住民課長 | 竹味英季 |
| 福祉課長 | 河合高 | 環境課長 | 田中章介 |
| 保健介護課長 | 石堂登久則 | 教育長 | 大森宏隆 |
| 学校教育課長 | 内田静治 | 社会教育課長 | 石川芳直 |
| 学校給食センター所長 | 齋藤徳光 | 会計管理者 | 山下栄 |
| 出納室長 | 柴田幸員 | | |

5 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 家田増明 | 主幹 | 黒田吉生 |
|--------|------|----|------|

[開議 9時28分]

○議長（鈴木和彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第1号 町道路線の認定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第1、議案第1号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第1号 町道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

1の提案の理由につきましては、町道について、路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の認定の概要でございます。県道半田南知多線の大字内海地内の未供用部分が工事完了により供用開始され、当該路線が一本化されることに伴い、地域の有効利用及び円滑な交通の確保のため、愛知県との協議の結果、既存の県道の一部である延長1,648.5メートルを町道として認定するものでございます。

次のページをごらんください。

認定路線図でございます。赤色の実線が、今回認定する町道1624号線でございます。また、ダイダイ色で示してある区間が供用開始された区間でございます。現在では、青色の実線及び青色の破線の2路線が県道半田南知多線でございます。今後、愛知県が青色の破線部分を区域変更し、青色実線部分を県道として路線を一本化するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 平成24年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について

○議長（鈴木和彦君）

日程第2、議案第2号 平成24年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第2号、南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由でございます。水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、決算認定の中で処分案として計上し、議会の認定を受けてきましたが、地方公営企業法の一部改正が平成24年4月1日に施行され、資本剰余金の処分につきましては、議会の議決が必要となりました。よって、同法第32条第3項の規定により、資本剰余金の処分に当たり議会の議決が必要であるからでございます。

2の提案の内容は、平成24年度南知多町水道事業会計のうち、補助金をもって取得した資産（取得に要した価格からその取得のために充てた補助金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去により発生する損失について、補助金を

源泉とする資本剰余金54万7,982円を充てるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第3、議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、御説明をいたします。

1 ページから22ページまでは条例文でございます。

その次の提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

1の制定の理由につきましては、道路法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容でございます。町道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を次のとおり定めるものです。

(1)道路の区分、車線等、路肩、勾配、舗装、交通安全施設等、道路構造令に定める

とおりとするものでございます。

(2)幅員については、次の幅員以外は令に定めるとおりとするものです。

アとしまして、屈折車線または変速車線を設ける場合で、屈折車線または変速車線部分を除いた直進車線部分の幅員について、第28条第3項関係でございます。

(ア)として、第3種2級または第4種1級の普通道路の幅員は、最小3メートルまで、第3種3級または第4種2級もしくは第3級の普通道路の幅員は、最小2.75メートルまで縮小できるものとする。

(イ)として、小型道路の幅員は、最小2.5メートルまで縮小できるものとするものでございます。

イとしまして、屈折車線または変速車線を設ける場合で、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。直進車線部分を除いた幅員は、(ア)として、普通道路の幅員は、最小2.5メートルまで縮小できるものとする。

(イ)として、小型道路の幅員は、最小2メートルまで縮小できるものとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

山下君。

○2番（山下節子君）

南知多町における道路の実態はどのようになっているかということをお聞きします。

3種、4種の区分に分類されると思うんですけども、4条の車道の区分に含まれない第3種第5級、第4種4級の区分道路の比率が高いのではないかと思うんですけど。それと、3種第5級、第4種4級の道路が多くなれば、歩道などの設置がはかどらないと思われま。

セットバックにて確認していく道路の分類はどのクラスとなるのか。今後の道路新設工事があるとすれば、どのクラスの道路計画となっていますか。

○議長（鈴木和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

まず最初の質問ですが、南知多町の道路の歩道が少なくなってしまうのではないかという質問であります。当然町道におきましては交通量が少ないものですから、どうしても技術的基準に定める条例でいきますと、歩道をつくる必要性というのが減ってくるのは確かであります。ただ、それは最低制限なものですから、歩道が必要であれば、それ以上の幅員にして歩道をつくることは可能であります。

それから2番目のセットバックの関係でございますが、セットバックというのは、建築基準法上の道路について、中心線から2メートルをセットバックするというものであります。ですので、最低両方で2メートルずつということで4メートルの道路という考え方になりますので、今回の条例とは別物であると考えております。

もう1つ、今後、町の計画はどのようなこととありますが、それにつきましては、今現在、新しい、新設をつくる計画は、今のところ持っておりません。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定
について

○議長（鈴木和彦君）

日程第4、議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について御説明をいたします。

1 ページから4 ページまでは条例文でございます。

次の提案理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、道路法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2 の制定の主な内容でございます。町道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を次のとおりに定めるものです。

(1)案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定めるとおりとするものでございます。第3条第1項関係ほかでございます。

(2)道路幅が狭く、自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合の標識の寸法令に定められた標識の寸法及び文字の大きさを2分の1まで縮小することができるものであります。第3条第2項第2号イ関係ほかでございます。

施行期日は平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴川和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○2番（山下節子君）

第3条の4項の2号ですけど、ア、文字の寸法について、10センチの標識はどのような道路にて使用されることを想定していますか。

○議長（鈴川和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

どのような道路にという御質問であります。町道であればどこでもこの規定を使う

ものであります。10センチというのは文字の大きさなものですから、例えば道路標識として師崎とか、そういう文字の大きさは10センチが最低ということで考えております。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第5、議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

1 ページから5 ページまでが条文でございます。

提案理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が平成24年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2 の制定の主な内容は、町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に定めるとおりとす

るものでございます。第3条関係ほかです。

施行期日は平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○2番（山下節子君）

第3条の5、歩道等の舗装は雨水を円滑に浸透させることができる構造とする。

同6条、歩道の塗装は平たんで滑りにくく、かつ水はけがいい仕上げとすると書いてあります。歩道のみではなく、歩道が設置できない道路においても、路側帯の構造においてもこの基準の適用ができないかということをお聞きします。

また、現在工事中であれば、進行中の歩道は基準が満たされているかどうかということをお聞きいたします。

○議長（鈴木和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

まず最初の質問の路側帯の適用ということではありますが、あくまでも歩道部分のほうでは規定していますが、路側帯でこのような規定をすることは可能であります。

また、今現在工事中のところはという御質問ではありますが、現在、歩道をつくっている道路は町道としてございません。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第6、議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして御説明をいたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由につきましては、河川法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容は、町長が管理する準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準は、河川管理施設等構造令に定めるとおりとするものでございます。

施行期日は平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

日程第7 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第7、議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)南知多町消防団員等公務災害補償条例につきましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもので、第9条の2第1項第2号関係であります。

(2)南知多町消防団員等公務災害補償条例につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴う条文の整理で、第9条の2第1項第2号関係であります。

(3)議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもので、第10条の2第1項第2号関係であります。

(4)議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴う条文の整理で、第10条の2第1項第2号関係でありま

す。

(5)南知多町障害者自立支援法施行条例につきましては、題名を「南知多町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改め、第1条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもので、第1条関係であります。

(6)南知多町障害者自立支援法施行条例につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴う条文の整理で、第3条第1項第1号関係であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次ページ以降につけてございますので、後ほどごらんいただきたいとございます。

3. 施行期日は平成25年4月1日からであります。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第8、議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、介護保険法の一部改正及び介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律が、平成24年4月1日に施行されたことに伴いまして、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 条例の主な内容は、(1)事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定めるとおりとするもので、第2条関係であります。

(2)入所定員は29人以下とするもので、第5条関係であります。

(3)申請者の資格は、申請者は法人とするもので、第6条関係であります。

(4)委任は、施行に必要な事項は町長が定めるもので、第8条関係であります。

3. 施行期日は平成25年4月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴川和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第9、議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につきまして説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、介護保険法の一部改正及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されたことに伴いまして、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 条例の主な内容といたしまして、(1)事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるとおりとするもので、第2条関係であります。

(2)申請者の資格は法人とするもので、第5条関係であります。

(3)委任は、施行に必要な事項は町長が定めるもので、第7条関係であります。

3. 施行期日は平成25年4月1日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会

に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第10、議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、無秩序な盛り土や建設残土の投棄、あるいは防災上危険な埋め立て行為による隣地の土地所有者との間のトラブル、土壌の汚染及び災害の発生などを防止し、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与するため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 条例の主な内容は、(1)適用事業は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上である土地の埋め立て等で、第3条関係であります。

(2)許可の申請は、土地の埋め立て等を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならないもので、第7条関係であります。

(3)許可の基準等は、ア、当該土地の埋め立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が基準に適合していること。イ、当該土地の埋め立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。ウ、当該土地の埋め立て等の施行に関する計画が基準に適合していること。エ、事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止に関する計画が基準に適合していることで、第8条関係であります。

(4)措置命令は、町長は勧告に従わない者に対し、期限を定めて勧告に従うことを命

じるとともに、当該土地の埋め立て等の中止、土砂等除去もしくは原状回復を命じ、または土地の保全もしくは土砂等の崩壊等による災害の発生防止のために必要な措置を講じることを命じることができるもので、第25条関係であります。

(5)罰則は、命令に違反した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するもので、第31条関係であります。

施行期日は平成25年7月1日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

この間、全協のときに聞いたんですが、もう一遍改めて教えてください。

1,000平米以下の土地で、例えば分筆して勝手にやられたときには、町の対応はどういうふうにされるのかなと思うんですが、例えば500平米とか、そうした場合の対応をちょっと教えてください。

○議長（鈴木和彦君）

田中君。

○環境課長（田中章介君）

そういう場合におきましては、1,000平米以下の場合には一応対象にはなりません。ただし、継続をして同じ業者がすぐ隣接地でやった場合、その合計面積が1,000平米を超える場合、新たにやるところが対象になりますので、監視は十分できるかと思えます。わざわざ分筆等をやった場合、次にもやりたいということが考えられますので、そういう対象にはなると思っております。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第11、議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由につきましては、道路法施行令が平成24年12月12日に一部改正されたことなどにより、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容は、別表の一部改正でございます。

(1)としまして、太陽光発電設備及び風力発電設備の占用料を新たに設け、占用料の額を占用面積1平方メートル1年につき、1,500円とするものでございます。

(2)としまして、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の占用料を新たに設け、占用料の額を占用面積1平方メートル1年につき、近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額とするものでございます。

(3)としまして、道路法施行令の一部改正に伴う条文の整理を行うものでございます。

次ページからは新旧対照表となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。施行期日は平成25年4月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第12、議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、下水道法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたことにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)都市下水路の構造の技術上の基準の追加で、アとして、堅固で耐久力を有する構造とすること。イとして、コンクリート、その他の耐水性の材料でつくり、かつ漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられること。第3条の2関係であります。

次に、(2)都市下水路の維持管理の技術上の基準の追加で、しゅんせつは1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分につきましては、この限りではありません。第3条の4関係であります。

次ページからは新旧対照表でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

3の施行期日等につきましては、平成25年4月1日でございます。ただし、この条例の施行の際、現に存する都市下水道であって、改正後の条例第3条の2の規定に適合しないものについては、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第13、議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の一部が改正され、平成25年4月1日に施行されること、並びに精神障害者医療費の支給範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の一部改正に伴う条文の整理を行うもので、第1条関係であります。

(2)支給範囲の拡大は、精神障害者のうち、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の医療費の支給範囲を、精神病床への入院医療から全ての疾病または負傷に係る入院医療及び通院医療へ拡大するもので、第2条関係であります。

次のページ以降に新旧対照表がつけてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

3. 施行期日は、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第14、議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）につきまし

ては、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億275万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,272万1,000円とするものでございます。

第2条におきましては、予算の執行に当たり、翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして繰越明許費をお願いするものでございます。

また、第3条におきましては、地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

補正の内容でございます。まず歳出から御説明させていただきます。16ページ、17ページをお願いいたします。

2款の総務費、1項の総務管理費、7目の基金費でございます。1億8,418万9,000円の増額補正でございます。平成23年度決算の剰余金の2分の1相当額を積み立てるものでございます。

次に、10目の交通安全対策費は640万円の増額補正でございます。国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策関連事業といたしまして、平成25年度以降に予定しておりました交通安全施設整備事業を前倒ししまして予算を計上したものでございます。

次に3款の民生費、1項の社会福祉費、4目の国民健康保険費でございます。28節の繰出金におきましては171万円の増額補正でございます。国民健康保険保険基盤安定繰出金を増額するものでございます。

次に2項の児童福祉費、2目の児童運営費でございます。19節負担金、補助及び交付金におきまして118万3,000円の増額補正でございます。児童数の変動、また職員の移動及び国の保育単価の改定によりまして、民間保育所運営費補助金を増額するものでございます。

次に18ページ、19ページをお願いいたします。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、5目の知多南部衛生組合費につきましては827万5,000円の減額補正でございます。知多南部衛生組合におきます災害共済金などの雑入の増額及びリサイクルプラザ施設、またし尿処理施設の工事請負費の残額の精算などによりまして、分担金の減額をお願いするものでございます。

次に、2項の清掃費、3目の知多南部広域環境組合費につきましては162万2,000円の

減額でございます。知多南部広域環境組合における繰越金の増額によりまして、分担金の減額をするものでございます。

次に、6款の農林水産業費、1項農業費、5目の農地費575万円の増額でございます。愛知県が施行します南知多東部2期地区の農道舗装事業の町負担金を増額するものでございます。

次の3項の水産業費、4目漁港建設費につきましては、13節委託料におきまして1,300万円の増額でございます。これも国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策の関連事業といたしまして、平成25年度に予定しておりました機能保全計画書策定業務及び機能保全工事設計業務を前倒ししまして予算計上させていただいたものでございます。

次のページになります。19節の負担金、補助及び交付金につきましては138万円の減額補正でございます。愛知県が施行します漁港事業の町負担金で、本年度の事業確定見込みによる688万円の減額及び国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策関連事業といたしまして、平成25年度に予定しておりました漁港事業の前倒し分の町負担分550万円を追加するものでございます。

次に7款の商工費、1項商工費、4目の観光振興費です。13委託料におきまして137万1,000円、また15節の工事請負費におきまして1億5,928万5,000円、それぞれ増額するものでございます。これにつきましても、国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策関連事業といたしまして、25年度に予定しておりました篠島渡船施設整備事業を前倒ししまして予算計上させていただいたものでございます。

8款の土木費、2項の道路橋りょう費、1目の道路橋りょう費でございます。13節の委託料は940万円、また15節の工事請負費につきましては820万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策関連事業といたしまして、25年度に予定しておりました橋りょう維持補修事業を前倒ししまして予算計上させていただいたものでございます。

次に9款の消防費、1項の消防費、4目の災害対策費でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

13節委託料につきまして254万6,000円、15節の工事請負費では3億2,100万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、国の第1次補正によります緊急経済対策の関連事業といたしまして、25年度に予定しておりました事業と

いたしまして同報系デジタル防災行政無線設置事業を前倒ししまして予算計上させていただいたものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

まず13款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金におきましては62万2,000円の増額補正でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金を増額するものでございます。

次の2項の国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金は697万2,000円の減額でございます。国の補助金から県の補助金へ財源更正するため、この科目から全額を減額するものでございます。

次に、7目消防費国庫補助金1億6,050万円の増額補正でございます。同報系デジタル防災行政無線設置事業の国の補助金でございます。

次に14款県支出金、1項の県負担金、1目民生費県負担金につきましては182万3,000円の増額でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金を増額するものでございます。

2項県補助金、5目の農林水産業費県補助金1,374万2,000円の増額でございます。日間賀漁港機能保全計画策定などの県補助金でございます。

次の6目の商工費県補助金は5,237万4,000円の増額でございます。篠島渡船施設整備事業に関します県の補助金を追加するものでございます。

7目の土木費県補助金は1,320万円の増額でございます。交通安全施設整備事業及び橋りょう維持補修事業の県補助金でございます。

次に12ページ、13ページをお願いします。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては8,031万4,000円の減額補正でございます。今回の補正の歳入歳出の財源調整をさせていただくものでございます。

2項の特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は413万4,000円の増額でございます。平成23年度一般会計繰出金の精算に伴います漁業集落排水事業特別会計からの繰入金でございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は3億653万3,000円の増額補正でございます。平成23年度の決算剰余金を計上したものでございます。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入は2,121万5,000円の増額でございます。これにつき

ましては、平成23年度愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の確定による精算金でございます。

次に20款町債、1項町債、1目農林水産業債でございます。1節の農業債におきまして570万円の増額でございます。愛知県が施行します県営経営体育成基盤整備事業負担金の変更に伴います町債の増額でございます。

2節の水産業債は70万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3目の消防債は1億6,050万円の増額補正でございます。同報系デジタル防災行政無線設置事業に伴いまして、町債を計上したものでございます。

9目商工債は5,040万円の追加でございます。篠島渡船施設整備に伴います町債の借り入れを行うものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、次に4ページをごらんいただきたいと思っております。

4ページは第2表の繰越明許費でございます。年度内に事業が終了しないため、交通安全施設整備事業、漁港機能保全事業、篠島渡船施設整備事業、橋りょう長寿命化事業及び同報系デジタル防災行政無線整備事業の5事業につきまして、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置の一覧表でございます。

また、5ページは第3表で地方債の補正でございます。先ほどの歳入、20款町債にて御説明させていただきました各事業の地方債の追加また変更でございます。

24ページをお願いいたします。

最後のページになりますけど、一般会計の地方債に関する調書でございます。表の一番下段の右端になりますが、24年度末現在高見込み額といたしましては56億6,478万4,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第15、議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,315万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ29億685万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は4,315万7,000円の増額補正であります。これは平成23年度の国民健康保険療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の額の確定に伴う超過交付金の国庫返還金であります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。戻っていただき6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は171万円の増額補正であります。これは保険基盤安定負担金等の額の確定に伴い減額となったものであります。

次の2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は4,268万5,000円の減

額補正であります。これは財源調整のため減額するものであります。

次に9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は8,413万2,000円の増額補正であります。これは前年度の繰越金で歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第16、議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条でございますが、予算の総額につきましての増減はございません。今回の補正は歳入におきまして財源の変更をお願いするものであります。

まず歳入のほうから説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入の上段から2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は1,329万4,000円の減額補正であります。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金は688万8,000円の減額補正であります。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は1,846万9,000円の減額補正であります。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金も685万9,000円の減額補正であります。

以上4項目につきましては、国・県などからの交付決定に基づき減額補正するものでありまして、その補填財源として下段の6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金を4,551万円増額補正するものであります。

次に、歳出につきまして説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

3. 歳出の上段から、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、次の2項支援（介護予防）サービス等諸費、3項高額介護サービス等費の3目の補正額はございませんが、歳入予算の変更に伴う財源更正を行うものであります。

ページを1枚はねていただきまして、12ページ、13ページをごらんください。

前のページと同じく上段から2款保険給付費、4項高額医療合算介護サービス等費、次の5項特定入所者介護サービス等費、下段の6項その他諸費の3項目も補正額はなく、歳入予算の変更に伴う財源更正を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

日程第17 議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第17、議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,847万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

3の歳出から説明をさせていただきます。

中段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は413万4,000円の増額補正であります。平成23年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、下段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は224万4,000円の増額補正であります。平成23年度決算による繰越額を基金に積み立てるものであります。

次に、2の歳入につきまして、上段の5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節の繰越金は637万8,000円の増額補正であります。平成23年度決算による繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第18、議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,819万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

中段の3. 歳出、3款基金積立金、1項基金積立金、1目師崎港駐車場事業基金積立金は529万3,000円の増額補正であります。師崎港駐車場事業の円滑かつ効率的な管理運営を図るため、前年度からの繰越金を基金として積み立てるため補正するものであります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。上段のほうをごらんください。

3款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金は529万3,000円の増額補正でございます。前

年度からの繰越金を補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時55分までとします。

〔 休憩 10時43分 〕

〔 再開 10時53分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第19 議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第19、議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は67億500万円で、平成24年度と比較いたしますと1億1,500万円、1.7%の増となっております。

歳入予算の構成としましては、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財

源の総額は55億724万5,000円で、予算額全体に占める割合は82.1%であります。また、町税、分担金及び負担金、繰入金などの自主財源の総額は31億1,853万1,000円で、予算額全体に占める割合は46.5%となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成25年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明させていただきます。

町民税のうち個人分につきましては、依然として給与所得の伸びは期待できず、前年度と比べまして2,693万8,000円減の7億6,816万1,000円を計上しています。また、法人分につきましては、前年度に比べ480万7,000円増の1億59万8,000円を見込んでいます。町民税の総額では、前年度比2.5%減の8億6,875万9,000円を計上しています。

固定資産税のうち土地の現年課税分につきましては、引き続き地価の下落や土砂災害警戒区域の評価額の減額を見込んでいます。土地の現年課税分は、前年度に比べ2,671万5,000円減の3億5,511万3,000円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、前年度に比べ363万円増の6億2,186万8,000円を見込んでいます。また、償却資産の現年課税分は、前年度に比べまして124万2,000円減の1億4,436万4,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度より386万円減の12億1,134万1,000円を予算計上しています。

町たばこ税につきましては、24年度の決算見込み額をもとにしまして263万4,000円増の1億3,771万6,000円を予算計上しています。

そのほか軽自動車税5,297万円、入湯税は入湯客数の減少を見込み1,951万4,000円、都市計画税は滞納繰越分12万5,000円を予算計上しています。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,560万円、自動車重量譲与税6,270万円及び7款自動車取得税交付金4,750万円は、町道の延長、面積により交付されるものでございます。

6款地方消費税交付金は、前年度に比べ730万円減の2億1,680万円を見込んでいます。

8款地方特例交付金は、住宅取得控除を住民税から控除することによりまして、その減収分を国が補填する減収補てん特例交付金500万円を計上しております。

9款地方交付税につきましては、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものでございます。国の地方財政対策におきましては、平成24年度の地方財政計画と同水準を確保する中で、地方交付税についても必要額を確保するとしておりましたが、出口ベースに

おきまして前年度比2.2%、約4,000万円の減となっております。

本町の普通交付税は、平成24年度の決算見込み額より、知多南部衛生組合が平成9年度に借り入れました組合債の償還終了によります需用額の減少、地方公務員給与費の削減による影響などを見込みまして、前年度に比べ4,000万円減の18億円を計上いたしました。また、特別交付税につきましては110万円減の1億4,650万円を計上いたしております。

13款及び14款の国及び県支出金につきましては、合計額で7億5,486万9,000円を予算計上し、前年度に比較いたしまして4,605万円の減額となっております。減額となりました主な事業は、平成24年度に終了いたしました事業としまして、師崎展望台改築事業に係ります観光施設整備事業、日間賀漁港施設の計画的な管理を進めるために機能保全計画書を策定する水産物供給基盤機能保全事業、愛知海区漁業調整委員会委員選挙費であります。

また、既存の事業では、国からの児童手当支給費、子宮頸がん等予防接種事業費、妊婦健康診査事業費、緊急雇用創出事業基金事業、県道内海河和線に関連します町道の道路改築事業が上げられます。

また、増額となりました主な事業は、新規の事業としまして離島高校生修学支援事業費、老朽化が進みました農業用ため池整備に係る緊急農地防災事業費、人・農地プランに位置づけられました中心経営体等に対する農業用機械等の導入支援のための経営体育成事業費、農業センサス事業費、参議院議員選挙費であります。また、既存の事業では、新規就農総合支援事業費、国民健康保険保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が上げられます。

17款繰入金は、前年度より1億8,150万5,000円増の4億367万円を予算計上いたしております。財源不足を補うために財政調整基金から、前年度より1億8,147万9,000円増の4億139万4,000円の繰り入れを予定しています。

また、平成24年度末の財源調整に充てる基金残高見込み額は財政調整基金15億6,155万8,000円で、23年度末の財政調整基金14億6,117万6,000円と比較いたしますと、1億38万2,000円増額する見込みでございます。

20款町債につきましては、前年度より4,540万円増の5億1,540万円で、県営経営体育成基盤整備事業債、消防施設整備事業債及び日間賀小学校屋内運動場屋上防水等改修事業債などの普通建設事業の財源といたしまして9,440万円、そのほかに地方交付税の振

りかわり措置としての臨時財政対策債4億2,100万円の借り入れを予定いたしております。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が今後、地方交付税に算入される予定となっております。

そのほか主な収入といたしまして、11款分担金及び負担金8,603万4,000円、12款使用料及び手数料5,741万9,000円、15款財産収入678万4,000円、16款寄附金130万1,000円、18款繰越金5,000万円及び19款諸収入2億2,289万7,000円を、それぞれ予算計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは平成25年度予算の概要の15、16ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明いたします。

1の人件費につきましては、前年度に比較いたしまして766万8,000円、0.5%減の15億4,276万円を予算計上しています。

2の物件費につきましては、総額10億8,989万1,000円で、前年度に比較いたしまして1,592万3,000円、1.5%の増額となっております。

物件費の増額の主なものは賃金でございまして、産休・育休による職員の欠員分と障害のある園児の支援のための加配保育士を臨時職員で対応するため増額となっております。

委託料は、観光施設台帳データベース作成業務、それから統合型のGIS導入業務などが減額となっております。一方、増額となったものにつきましては、地震・津波等災害危険度判定調査業務、外国人英語講師派遣業務などがございます。

次に3の扶助費であります。総額7億5,969万2,000円で、前年度に比較しまして1,569万6,000円、2.1%の増額となりました。

増額の主なものは、精神障害者医療給付費の対象を拡大したことによりまして、前年度と比べまして409万8,000円、在宅障害者手当の支給額の引き上げと支給対象者を身体障害者5級、6級まで拡大したことによりまして、前年度に比較しまして618万円の増額を見込みました。

4の補助費等につきましては、総額15億8,775万6,000円で、前年度に比較いたしまして1,668万8,000円、1.0%の減額予算を計上いたしております。

減額の主なものは、知多地区農業共済事務組合負担金、子育て支援金、消防団員退職

報償金などがあります。

増額の主なものといたしましては、離島高校生の修学に係ります保護者の負担軽減を図るための離島高校生修学支援補助金の創設などであります。

また、一部事務組合等の負担金といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金 2 億 5,066 万 7,000 円、知多南部衛生組合分担金 5 億 3,841 万円、知多南部広域環境組合分担金 774 万円、知多南部消防組合分担金 3 億 3,208 万 3,000 円を、それぞれ予算計上いたしております。

5 の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費といたしまして 6,110 万円を計上したものでございます。

6 の公債費は、一時借入金の利子 66 万 7,000 円を含めまして 4 億 7,026 万 3,000 円で、前年度に比較いたしまして 105 万 9,000 円、0.2% の減額となっております。なお、平成 25 年度末の町債の残高見込み額は 57 億 8,797 万 2,000 円でございます。

7 の投資的事業費は総額 6 億 1,770 万 1,000 円、前年度に比較いたしまして 1 億 2,204 万 6,000 円、24.6% の増額となっております。

終了いたしました主な事業は、師崎展望台改築事業、県道河和内海線の整備に関連して交差する町道などの改築事業、日間賀島公民館外壁塗装及びサッシ取りかえ事業などでございます。

また、今年度実施いたします主な事業といたしましては、日間賀保育所園舎屋根等改修事業 2,787 万 4,000 円、篠島渡船施設整備事業 2,884 万 3,000 円、消防団詰所建設事業 2,128 万 9,000 円、日間賀小学校屋内運動場屋上防水等改修事業 5,041 万円、総合体育館外部等改修事業 5,357 万 1,000 円などでございます。

今後とも財政状況等を踏まえまして、緊急度などを検討し、各種事業の推進に取り組んでいくことといたします。

9 の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金 500 万円、小規模企業等振興資金預託金 1,600 万円を計上いたしております。これらの預託金につきましては、年度末に全額が貸付金元利収入として歳入となるものでございます。

10 の積立金につきましては、各基金の利子分 286 万 5,000 円を基金へ積み立てるための予算でございまして、歳入予算額と同額を計上いたしております。

11 の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く 4 特別会計に総額 5 億 2,232 万円を繰り出すもので、前年度に比較いたしまして 954 万 7,000 円、1.8% の減額と

なっております。

繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億5,889万5,000円、後期高齢者医療特別会計へ6,650万1,000円、介護保険特別会計へ2億4,268万8,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ5,423万6,000円を、それぞれ一般会計から繰出金として予算計上をいたしております。

平成25年度執行の選挙費といたしましては、平成25年6月29日任期満了の町議会議員選挙費、平成25年7月28日任期満了の参議院議員選挙費及び平成25年10月20日任期満了の知多南部土地改良区総代会総代選挙費を予算計上いたしております。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○2番（山下節子君）

予算書及び予算説明書のページで行わせていただきます。

1番、67ページ、本庁舎宿直業務委託料、昨年度より予算が増額されていますが、これは時間が延長されたのでしょうか。

67ページ、人事評価制度構築支援業務委託料、具体的にどのような制度ですか。

69ページ、ふるさと南知多応援者謝礼、何名いますか、謝礼はどんなものか。

75ページ、島づくり人材育成大学、対象者はどなたですか、この目的は何ですか。

81ページ、カーブミラー新設工事、新設工事の行われるところはどこですか。

83ページ、委託料、公共交通による観光推進業務、この観光推進業務とはどのような内容ですか。

83ページ、自衛官募集事務費、少額ですが3,000円から1万6,000円に上がっているのはなぜですか。

85ページ、名誉町民来町謝礼、これはどなたにどういう形で来ていただくのか。

87ページ、知多地方税滞納整理機構負担金が減額されていますが、なぜですか。

139ページ、勤労者住宅資金預託金、前年度より増額されているが、新築予定者がふえているのかどうか。対象者は何名と想定しますか。

145ページ、6次産業推進補助金、農協、漁協との連携はどうしますか。

145ページ、ため池整備事業費、これはどこで、目的は耐震対策かどうか。

149ページ、鯨類等漂着物処理委託料、毎年何体ぐらいの漂着物があるか、その原因について、以上です。

○議長（鈴木和彦君）

大岩君。

○総務課長（大岩良三君）

それでは、予算書67ページの質問でありますけれども、昨年度より本庁舎宿直業務委託料が増額されたが、時間が延長されたのかという質問でございますが、本庁舎の宿直業務委託料の増額につきましては、時間延長ではなく、積算単価が通常の宿直勤務1回当たり5,250円が5,616円へ、年末年始の宿直が7,875円から8,424円に引き上げられたためでございます。

次に、人事評価制度構築支援事業業務委託につきまして、どのような制度かということでございます。

この人事評価制度構築支援事業業務は新規事業で、既存の勤務評価制度をもとに、評価者や被評価者への研修会を開催し、評価の統一を図るとともに、新たに職員自身の目標設定を項目に追加し、評価者と被評価者との面談を実施するなど、人材の育成や公務能力の一層の増進を図るため、人事評価制度構築の支援をお願いしていくものであります。

次に、予算書85ページ、名誉町民来町謝礼につきまして、どういう形で来ていただくのかという御質問でありますけれども、毎年6月1日に実施しております町政功労者表彰式に、名誉町民であります梅原猛先生へ御臨席を賜るよう御依頼申し上げておりますので、そのときの費用弁償相当額を計上しておるものでございます。総務課関係では以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

鈴木君。

○検査財政課長（鈴木正則君）

予算書69ページのふるさと南知多応援者謝礼、何名いますか、謝礼は何かについての

御質問ですが、ふるさと納税を1万円以上していただいた方を対象者と考えておりました、予算では100人分を計上しております。謝礼につきましては、町の特産品を考えております。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木良一君）

御質問がありました予算書75ページ、島づくり人材育成大学の対象者及び目的ですが、対象者は地域づくりの取り組んでいる、あるいは関心がある方で、離島に在住している方となっております。

研修の参加者としましては、篠島まちづくり会の会員の方を1名予定させていただいております。目的としましては、島の有形・無形の資源の再発見、その活用方法や島の優位性の把握など、地域づくりの手法を中心に研修を重ね、バイタリティーにあふれる人材を養成することで、今後の離島振興に役立てていくことを目的としております。

なお、この島づくり人材育成大学は、財団法人日本離島センターが主催する3日間の研修で、東京で開催され、全国の離島より約40名の方が参加されます。

次に御質問のありました予算書83ページ、公共交通による観光推進業務の業務内容ですが、バスの利用実態調査並びにデータの集計分析、またバス路線沿線の観光資源を整理し、バスを使った観光ルートの作成及びパンフレットを作成するものでございます。この業務により、点在する観光資源をバスにより連携させ、観光の活性化を推進させることにより、バスの利用促進を図るものでございます。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

続きまして、予算書の79ページ、81ページの質問5. ガードパイプ等新設工事、カーブミラー新設工事、通学路標識新設工事について、どこを予定しているかにお答えさせていただきます。15節をまとめて答弁させていただきます。

まずガードパイプ等新設工事につきましては、内海字先苅地内の区画線工延長1,400メートル、豊丘字中田地内の区画線工延長800メートル、片名字郷中地内の転落防止柵延長50メートル、師崎字神戸浦地内の区画線工延長800メートルを予定しております。

続きまして、カーブミラー新設工事につきましては、内海字平田、新田、内塩田、五

反田、山海字橋詰、豊浜字十久保、内田、須佐ヶ丘、豊丘字堂ノ上、新屋敷、古山田、大井字小浜、師崎字鳥西地内の合計13基を予定させていただいております。

最後に、通学路標識新設工事につきましては、豊浜字半月地内、大井字小浜地内、片名字郷中地内、師崎字林崎地内の全て国道247号線上で、各2基または3基ずつを予定させていただき、合計10基を予定しております。

続きまして、83ページ、質問7でございます。自衛官募集事務費につきまして、前年度3,000円より1万6,000円に増額されている理由でございます。

歳入の国庫支出金の委託金の収入見込み額相当を歳出で予算額を見込ませていただいております。新年度におきましては、担当者会議旅費1回分を2回分にふやし6,000円として計上いたしまして、あと残り事務費としまして消耗品、主に事務用品になるかと思えますけど、1万円を追加させていただきました。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

税務課長。

○税務課長（鈴木喜雅君）

87ページの知多地方税滞納整理機構負担金が減額されておる理由でございますが、24年度の実績に応じまして、歳出予算項目を精査した結果、各市町5万円、合計50万円の減額となっております。

主なものとしましては、物品購入費の中の印刷製本費とか、物品借入費の軽自動車賃貸料、それから予備費等でございます。

○議長（鈴木和彦君）

産業振興課長、北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

予算説明書の139ページ、21節、勤労者住宅資金預託金が前年度より増額されているが、新築予定者がふえているのか。また、対象者は何名かとの御質問ですので、それについて答弁させていただきます。

勤労者住宅資金は、勤労者に対し住宅の新築、増改築及び土地購入等の資金を長期に融資することによりまして、勤労者の住生活の向上を図ることを目的としたものですが、平成24年度までは、預託金の5倍を融資限度額とし貸付実行とされていましたが、このたび住宅資金融資制度の改正によりまして、融資可能額が預託金の5倍から10倍になり、融資限度額が1,000万円から2,000万円に引き上げられましたので、少しでも勤労者が借

り入れしやすい住宅資金にするため、預託金を増額したものでございます。

また、この資金の借入資格者は基本的にサラリーマンであり、現時点では新築予定者で、対象者の数は把握しておりません。

次に、145ページの19節、補助金、6次産業化推進補助金300万円、農協・漁協との連携はどうしますかとの御質問ですが、この補助事業は、町内に在住する農林漁業者が、本町の農林水産物を生かして、生産（1次産業）、加工（2次産業）、販売（3次産業）を一体的に行う事業及び町内に在住する農林漁業者、1次産業者ですが、2次産業者や3次産業者と連携して行う事業を6次産業と位置づけ、支援することによって、産業部の向上と地域活性化を図っていくことを目的として創設した事業であります。

この制度におきましては、農協や漁協も実施主体となることはできますが、一般の農業者や漁業者ももちろん対象者でございます。地元の農林水産物を活用し、加工業者や販売業者と連携して新商品を開発、販売する取り組みがあれば支援していくというものでございます。

次に、説明書の149ページ、13節委託料の鯨類等漂着物処理委託料でございますが、これは海岸に漂着しましたスナメリなどの死体の処理委託料でございます。近年の町における処理件数としましては、平成21年度1体、23年度1体、24年度3体を町により処理しております。

死亡原因につきましては、腐敗が進んでいるものが多いため不明でございますが、船舶のスクリューなどとの接触による事故死、病気、プラスチック類の誤飲などが考えられます。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

御質問の145ページ、ため池整備事業費はどこか、また目的は耐震対策かとの御質問であります。まず場所につきましては、山海の神戸地区、高座池におきまして、目的は老朽化及び耐震化対策事業の調査設計費用を計上しております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

知多地方税滞納整理機構の補助金が減額されているということで、事務所費が少なくなったということだと思えるんですけども、各自治体によって滞納整理機構に送られる人たちの数も減ったことによって、その通達とか事務が減ったというふうに捉えていいんですか。年間の各自治体によってどのぐらいの方たちが滞納機構に送られているのかということと関連して質問なんですけれども。

○議長（鈴木和彦君）

鈴木君。

○税務課長（鈴木喜雅君）

予算の負担金が減った理由はそれではなくて、予算項目それぞれ経費を精査した結果で減額されておるといふのと、前年度の繰越金もございますので、そういったことでございます。

それと、あと各市町の機構に出します案件というのは、それぞれ大体100件程度ですので、それは変わってございません。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑ありますか。

（挙手する者あり）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

まず1番といたしまして、105ページ、社会福祉協議会補助金が134万5,000円増加しておりますが、その理由を教えてくださいと思います。

2番、107ページ、生きがい活動支援事業委託料が186万2,000円増加しておりますが、この理由をお願いしたいと思います。

3番、107ページの配食サービス事業委託料31万3,000円の増加の理由は何ですか。また、具体的にどのような事業で実績はどのぐらいですか。

4、109ページ、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業扶助とは何のことですか。

5、113ページ、臨時職員賃金が137万6,000円と大きく伸びているその理由は何か。

次に6、113ページの中で第三者行為求償事務委託料とは何ですか。

7、115ページ、在宅身体障害者入浴サービス事業委託料が98万円と大きく増となっておりますが、その理由と何人が利用されていて1人幾らか教えてくださいと思います。

ます。

8、117ページ、地域活動支援事業費補助金1,039万3,000円は何か。

9、117ページ、障害児通所給付費等309万7,000円は何か。

10、119ページ、放課後児童健全育成事業費447万円で、平成24年度は何人利用したか。
また、収入は幾らか、予算の中のその他80万円は何か。

11、121ページの臨時職員賃金が1,153万3,000円と大幅増の理由は何ですか。

12、121ページ、光熱水費が63万9,000円と大幅増の理由は何か。

続きまして、13、121ページの修繕料226万3,000円の主なものは何か。

14、129ページの知多厚生病院医療機器購入費補助金1,600万円は、具体的に何を購入
するのか、また美浜町も同額なのか。

15、129ページ、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料200万9,000円は、何人予定
し、1人幾らか。

16番、131ページ、ピロリ菌検査委託料67万2,000円は、何人予定し、1人幾らか。

17、133ページ、緑のカーテン事業とは、具体的にどのような事業か。

18、135ページ、未熟児養育医療給付費は1人幾らで何人予定しているのか。

19、135ページ、妊婦健診等離島交通費支援事業補助金72万円は、1人幾らかで何人
予定しているのか。

20、139ページの修繕料39万9,000円の主なものは何か。

21、183ページのスクールソーシャルワーカーはどのような人になるのか。既に決ま
っているのか、どこに勤務するのか、1人幾らか。

22、183ページの学習・生活支援員謝礼8万4,000円は何か。

23、183ページの印刷製本費390万円は何か。

24、185ページの絵画保存処理業務委託料28万8,000円は何か。

25、185ページの離島高校生修学支援費補助金の1人8,000円の積算根拠は何か。

26、189ページのエネルギーサービスプロバイダー業務とは何か。

27、189ページの廃家電リサイクル手数料の主なものは何か。

28、205ページの尾州廻船主内田家、佐平二家の保存費整備工事は具体的にどのよう
な工事か。

29、205ページの文化財保存事業補助金61万2,000円は何か。

30、207ページの梅原邸維持管理費が39万4,000円の増の理由は。

31、215ページの光熱水費32万2,000円、燃料費31万8,000円の増加の理由は何か。

32、217ページ、公用車902万2,000円はどのような車か。更新する理由は、また適正価格か。以上の32項目でございますけれども、当局の明快な回答をお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

河合君。

○福祉課長（河合 高君）

それでは、御質問のうち福祉課関係の1番と7番から13番について答弁させていただきます。

1番目の予算書105ページであります。一番下の19節負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会補助金が134万5,000円増加の理由は何かにつきましてであります。

平成25年度より、日常生活自立支援事業、災害ボランティア養成事業、地域福祉活動計画の策定などの社会福祉協議会の事業拡大による人件費の増額であります。主なものといたしましては、事務局職員として臨時職員1人分の賃金で104万1,882円であります。

次に115ページでございます。一番下の13節委託料の在宅障害者入浴サービス事業委託料が98万円増と大きくなっている理由と、何人が利用されていて1人幾らかにつきまして、平成24年8月までは利用者がおりませんでした。12万1,000円の予算でありました。現在は2名の方が利用されております。1回につき1人1万円かかります。1人で週2回まで利用できます。

次に117ページ、上から2段目の19節負担金、補助及び交付金の地域活動支援事業費補助金が1,039万3,000円は何かにつきましては、南知多町、美浜町、2町で実施しております精神障害者の日中活動を支援する通所施設であります。半田保健所の美浜支所内に県より施設を借りて運営しておりますかもめ福祉会への補助金であります。平成24年度までは美浜町が幹事長であったため、南知多町が504万4,000円を負担金として美浜町へ支出してございましたが、平成25と26年度は南知多町が幹事町となるために、美浜町から1,039万3,000円のうちの2分の1の519万6,500円を負担金として受け取りまして、南知多町が補助金として支出するものであります。

次に117ページであります。中段の20節扶助費の障害児通所給付費等309万7,000円は何かにつきましては、障害児通所施設は、学校通学中の障害児が放課後や夏休みなどの長期の休暇中に生活能力向上のための訓練を継続的に提供を受ける場でありまして、学

校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所であります放課後等デイサービス利用者の給付費であります。

次に119ページでございます。一番上段の放課後児童健全育成事業費447万円、平成24年度は何人利用したか、収入は幾らか。また、別冊の予算の概要の31ページの中のその他80万円は何かにつきましては、平成24年度の利用児童は、1日の平均で10人です。年間収入は、利用料126万円です。

また、予算の概要のその他80万円は消耗品、食糧費、これはおやつ代等ですが、電話料、備品、傷害保険料などです。

次に121ページであります。中段の7節賃金の臨時職員賃金が1,153万3,000円と大幅増の理由はにつきましては、育児休暇による保育士の欠員分と、障害児、また乳児の支援のための加配の保育士を臨時職員で対応するためです。

次に121ページでございます。一番下の11節需用費のうち、光熱水費が63万9,000円と大幅増の理由はにつきましては、町内5カ所の保育所調理室と、それから保育室の一部にエアコンを整備いたしました。そのエアコンを使用することによる電気代が増加となるためです。

121ページでございます。一番下の修繕料226万3,000円の、これは増ですが、主なものはにつきましては、内海保育所の給食配膳昇降機の修繕、それからかるも保育所のフェンス修繕、師崎保育所の浄化槽修繕、トイレ修繕などです。

以上で福祉課を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

榎戸議員の質問のうち、保健介護課関係の2番、3番、4番、14番、15番、16番、18番、19番の8問について答弁申し上げます。

まず予算書107ページ、13節委託料の3つ目の生きがい活動支援事業委託料についてでございますが、この委託料は、両島の生きがい活動支援センターの運営を南知多町社会福祉協議会に委託しております、その中で利用者送迎のための車両1台を更新する予算がございまして、それが増加の要因でございます。

次に、同じ委託料にあります配食サービス事業委託料の質問でございますが、増額の理由は、委託する単価を1回当たり100円から150円に増額したもので、これは事業者の

見守り作業の負担増加によりまして、増額するものでございます。

また、配食サービス事業の事業内容といたしましては、ひとり暮らし高齢者に対して食事を配達することによりまして、安否確認、並びに食生活の改善を行うものであり、現在両島を除きまして4事業者が配達しており、27の方が利用しております。

次に予算書109ページ、20節扶助費、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業扶助とは何かとの御質問でございますが、これは障害者施策によるホームヘルプサービスにおいては、所得に応じた費用負担となっております、それを利用して低所得の障害者が介護保険制度の適用を受けることになっても、同様に軽減措置が受けられるよう扶助する制度でございます。

次に、予算書129ページの説明欄で上から2つ目でございますが、知多厚生病院医療機器購入費補助金の質問でございます。

老朽化した医療機器の更新による安心・安全な医療の提供を目指しまして、心電計カルジオファクス、泌尿器科ビデオカメラシステム、膀胱尿道鏡、デジタル脳波計、誘発電位検査装置、人工呼吸器2台、合わせて7医療機器を知多厚生病院が購入予定しております、それらの購入に対しまして補助をするものでございます。美浜町も同額の補助を予定しております。

次に129ページで、13節委託料の5つ目、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料の質問でございますが、70歳以上の方で、一般465人、生活保護受給者18人、予診のみの方が5人、合わせて488人の方を予定しております、費用といたしましては、一般は1人当たり4,000円を公費負担、自己負担を4,000円お願いしております。生活保護受給者は予防接種費用全額の8,000円を公費負担しております、予診のみは1,000円の負担をいたしております。

次に、131ページのピロリ菌検査委託料の質問でございますが、こちらでは400の方を予定しております、お1人1,680円でございます。

次に、135ページの20節扶助費の未熟児養育医療給付費の質問でございますが、こちらでは1件10万2,600円で10件分を予定しております。

次に、同じ135ページの妊婦健診等離島交通費支援事業補助金の質問でございますが、1回の健診で1,600円の交通費補助で、15回の健診を受診するといたしまして1人当たり2万4,000円、30人を予定しております。

以上で保健介護課関係の答弁を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

竹味君。

○住民課長（竹味英季君）

それでは、住民課所管の5番、6番につきまして御説明申し上げます。

まず御質問5の予算書113ページでございます。上段の7節賃金で臨時職員賃金が137万6,000円と大きく伸びている理由につきましては、福祉医療係におきまして職員1名が育児休業中のため、この職員の事務を代替するための臨時職員1人分の賃金を計上したものでございます。

続きまして、御質問の6番です。予算書113ページ中段の13節委託料のうち、第三者行為求償事務委託料とは何かでございます。これにつきましては、福祉医療受給者が交通事故による第三者、加害者でございますが、これの不法行為が原因で負傷し、医療機関において健康保険や福祉医療を使って診療を受けた場合、町が負担した福祉医療給付分を加害者または加害者が加入している損害保険会社に求償する事務を愛知県国民健康保険団体連合会に委託するための委託料でございます。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

田中君。

○環境課長（田中章介君）

それでは環境課関係につきまして、お答えをさせていただきます。

まず最初に、133ページの上段、13節委託料のうち、緑のカーテン事業とは具体的にどのような事業かという質問でございます。

緑のカーテンとして、ゴーヤ、アサガオなどのつる性植物を窓の外や壁にはわせることにより、夏の強い日差しを和らげ、建物全体を涼しくする天然のカーテンにより、エアコンなどのエネルギー使用量の削減を図り、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化対策の推進をするものでございます。

また、つる性植物の育苗につきましては、社会福祉法人南知多すいせん福祉会にお願いをいたしまして、施設の利用者の新たな雇用の場とするとともに、苗につきましては、公共施設、学校及び住民などに配付をする予定とさせていただきます。

続きまして、139ページ上段の11節需用費のうち、修繕料39万9,000円の主なものとはという質問でございますが、これはし尿の豊丘中継槽があるわけでございますが、そのこの門扉の取りかえ修繕を行うものでございます。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

それでは、私のほうからは御質問をいただきました21番目の質問から27番目の質問、合計7件についてお答えをさせていただきます。

まず最初の御質問で、183ページのスクールソーシャルワーカーはどのような人になるのか、既に決まっているのかという御質問でございます。

学校現場で不登校、引きこもり、いじめなど、学校だけでは十分に対応し切れない複雑な問題を抱えております児童・生徒の置かれた環境に対しまして、家庭訪問だとか教育相談、そういったことによりまして、学校への復帰などを支援させていただこうということで、25年度より新たに雇用計画をいたしておるものでございまして、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する人を1名雇用するべく、現在、日本福祉大学でソーシャルワーカーを専門的に研究されておる先生に、その推薦を依頼しているところでございます。

また、どこに勤務するのかという御質問がございました。役場の入り口に設置をさせていただいておりますリフレッシュスクール、適応指導教室に配属をさせていただきまして、週3日、中学校区を中心に巡回指導、家庭訪問、相談活動を行う予定でございます。よろしく申し上げます。

次に、183ページの学習生活支援員謝礼8万4,000円何かという御質問でございます。これは、日間賀中学校に派遣をいたしております学習生活支援員が、本土内海地区から派遣をしておりまして、現在通勤をいたしておるということで、師崎港の駐車場料金に相当する額を謝礼として支援者の方にお支払いをさせていただこうということで、計上させていただいたものでございます。

次に、同じく183ページの印刷製本費390万円というのは何かということでございます。25年度小学校の社会科副読本を印刷しようというふうに考えております。副読本の南知多ワークブックをそれぞれ1,000部、その他地図の印刷を予定しているものでございます。よろしく申し上げます。

次に、185ページでございます。絵画の保存処理業務委託料28万8,000円というのは何かという御案内でございます。

昔のことになりますが、日間賀中学校の校舎の完成のお祝いといたしまして、昭和38

年2月に名鉄百貨店のほうから寄贈されました岸田劉生の娘さんである岸田麗子さん作の絵画の修復をさせていただこうという費用でございます。よろしく申し上げます。

次に、185ページになります。離島高校生修学支援費補助金の1人8,000円という積算根拠はどうかという御案内でございます。

現在離島から通ってみえる高校生に対しまして、船代の補助、または離島を離れアパートに住んでみえる方については、その居住費の補助を、月額8,000円以上支出された場合は8,000円という形で補助をさせていただこうという制度を25年度からつくらせていただきます。その際の8,000円というものを検討させていただいたときに、おおむね保護者の方が御負担いただいております必要経費の3分の1程度を補助させていただいたらどうかというもので検討させていただきました。

まず船の通学定期代というのは、両島から河和までの通学定期代が1カ月2万4,430円ということでございまして、その3分の1の額の8,000円ということを補助させていただこうというものでございます。

また、三谷水産など寮に入って通ってみえる方についてでございますが、例えば三谷水産については、蒲郡のほうまで海上タクシーで主に通ってみえる。その片道が、人数にもよりますがおおむね3,000円ということをお伺いしております1往復6,000円。毎週末に帰宅をするということになっておりますので、月額2万4,000円かかるということで8,000円とさせていただいたものでございます。

また、アパート代の居住補助につきましては、今回新たに補助させていただこうということで加えさせていただいたわけで、この船代を上回らない範囲でということをお考えさせていただきました。インターネットで見ても、月額2万4,000円から2万5,000円のアパートから始まっておりまして、これも8,000円を上限に補助をさせていただこうということで算定をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、189ページでございます。エネルギーサービスプロバイダー業務とは何かという御質問でございます。

本町では、24年10月から電気の購入先について、中部電力から電力の自由化で生まれた新電力事業者を購入先を切りかえまして、一層の経費節減に努めているところであります。しかしながら、その新電力事業者の相手方というのは、大型需要家が主であるということもありまして、新電力業者と直接契約がなかなか困難だということで、仲介業者であるエネルギーサービスプロバイダーというものを通じて一括して契約し、町にか

わって交渉していただく。そういうことによりまして、大型需要家並みのコストダウンを図ろうというものでございまして、試算では、学校を含めた町全体で年間90万円ほどの節減になるだろうというふうに考えておるところでございます。

最後に、189ページの廃家電リサイクル手数料の主なものは何かという御質問でございます。

これは各学校の教室に設置してありますアナログのテレビ50台の撤去が主なものでございます。現在では余り授業で使わなくなったことに加えて、教室のテレビの多くは天井からつってございます。地震の際、落下するおそれもあるということで、この際まとめて撤去させていただこうというものでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

それでは、28番、29番、30番の質問についてお答えいたします。

205ページ、15節、尾州廻船主内田家（佐平二家）保存整備工事は、具体的にどのような工事かとの質問でございますが、内田佐平二家の土蔵、離れ、中庭塀の修復工事でございます。

続きまして、205ページの19節、文化財保存事業補助金61万2,000円は何かという御質問でございますが、町指定文化財でございます岡部のからくり人形、そちらの修復事業に対する補助金でございます。

続きまして207ページ、こちらに梅原邸維持管理費が39万4,000円の増額の理由はという御質問でございますが、それぞれ言わせてもらいます。梅原邸所蔵品調査謝礼、これが28万8,000円、梅原邸大門修理で4万4,000円、梅原邸消防設備修繕で4万1,000円、調査用消耗品2万1,000円となっております。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○学校給食センター所長（齋藤徳光君）

御質問の215ページでございます。光熱水費と燃料費の増についてでございます。

光熱水費につきましては、電気料が16万2,000円、水道の使用料の増が16万円を含んでおります。それから燃料費につきましては、灯油、プロパン、配送車用の軽油、公用

車のガソリンなどがございますけれども、主に灯油の使用料の増と、それから単価の増によりまして30万1,000円、それからプロパンガスの使用料の増が1万3,000円となっております。これら増につきましては、給食の実施に当たり、衛生基準の遵守並びに調理作業、または洗浄作業等の実績増によるものでございます。

続きまして、217ページでございます。18節備品購入費、公用車の902万2,000円についてでございます。これにつきましては、現在給食センターは、半島側2台、離島側2台の給食配送車を使用して給食を配送しております。そのうち、離島で使用しております給食配送車2台のうち、1台を更新するものでございます。経過といたしましては、26年3月で12年を経過するということ。それから電気系統、並びにコンテナ等の維持修繕に過大な経費がかかっていることによりまして更新を行うものでございます。

なお、適正価格かどうかにつきましては、離島の配送車につきましては、コンテナが特殊な架装になっておりますので、妥当な単価と考えております。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

3点ありますので、よろしく願いいたします。

1点は、新規扱いの予算で総額を教えてくださいのと、もう1点が、83ページのコミュニティバス運行委託料のところ、2,266万8,000円を提示してありますが、1乗車率は何人か、また1人当たりの費用は幾らくらいになるのか。

それと、平成25年10月以降は運賃改正をするのかどうか、それが2点目です。

それともう1つは、159ページの観光案内所の改修工事がありますが、観光協会事務局に直接訪問してくるお客さんというのは、年間何人ぐらい見えるのかなと思っておりますので、この3点の回答をお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

鈴木君。

○検査財政課長（鈴木正則君）

まず1番目の当初予算新規事業の総額ということで、合計といたしまして4億6,200万円ほどの新規のもの合計となります。

○議長（鈴木和彦君）

鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

御質問のありましたコミュニティバスの運行委託料の関係ですが、乗車率ということで西海岸線が1日当たりの利用者数が48.5人、豊浜線が1日当たり203.5人、これが24年6月のデータとなっております。1便当たりの利用者数にしますと西海岸線が4.04人、豊浜線は1便当たりの利用者が6.36人となっております。

あと、25年の10月以降本格運行になりまして、値上げをされるのかどうかという部分ですが、今現在のところ値上げという考えはございません。

あと、1人当たりの運賃ということですが、すぐには出ませんので、申しわけないですけど、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

観光案内所への来客数でございますが、正確には把握しておりません。ただ、地元の観光業者の方を初め、1日数十名の方がお見えになるというのは聞いております。それから、ほとんどは観光案内につきましては、電話での問い合わせが多いということでございます。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時までとします。

〔 休憩 12時11分 〕

〔 再開 12時56分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第20 議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第20、議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者、自営業者及び無職者を中心といたしました医療保険を目的といたしましたもので、平成25年度の加入世帯数は3,630世帯、被保険者数は7,674人と想定をいたしております。歳入歳出予算総額は28億6,400万円で、前年度の予算額と比較し2,500万円、0.9%の増となっております。

増額の主な要因としましては、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等などの増によるものでございます。

新年度におきましては、後期高齢者医療制度や保険財政共同安定化事業への拠出金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めます。なお、国民健康保険税につきましては、2年連続で引き上げを実施させていただいたため、新年度は保険税の改定を行わず、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な事業運営を主眼として予算編成に当たったものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第21、議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で、障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行います。

平成25年度では加入者を3,530人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億1,700万円で、前年度予算と比較し900万円、4.0%の減となっております。歳入における減額の主な要因としましては、保険料の減によるものであります。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.4%を占めており、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第22、議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を664人、居住系サービス受給者46人、施設サービス受給者を214人、合わせて924人を見込んでいます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、基準月額を4,400円と設定いたしております。平成25年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較いたしまして7,200万円増の17億4,800万円を計上しています。

歳入の主なものは、介護保険料3億410万7,000円、国庫支出金4億2,315万5,000円、

支払基金交付金 4 億 9,010 万 5,000 円、県支出金 2 億 5,263 万 5,000 円及び繰入金 2 億 7,024 万 4,000 円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が 16 億 8,277 万円で、歳出全体の 96.3% を占めています。また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が 3,897 万 9,000 円、総務費が 2,272 万 6,000 円となっております。高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものであります。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 37 条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第 23 議案第 23 号 平成 25 年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第 23、議案第 23 号 平成 25 年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第 23 号 平成 25 年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は9,400万円で、前年度予算額より1,810万円、16.1%の減であります。

予算の主な内容は、歳出におきまして、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,888万6,000円、処理場等設備改良工事などの事業費2,670万円、公債費2,450万2,000円であります。

これらを賄う主な財源といたしまして、使用料及び手数料3,122万円、繰入金6,241万3,000円を計上しています。本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

以上で漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第24、議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客のための駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,340万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費2,015万1,000円、公債費2,059万1,000円、予備費4,022万1,000円となっております。これらを賄う主な財源といたしましては、駐車場使用料9,221万8,000円を計上しております。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第25、議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

町民の生活に必要な不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、水道事業の運営に取り組んでいるところであります。

本町の水需要は、人口の減少、漁業・観光業の不振などにより減少傾向が続いており、平成25年度におきましても、この減少傾向が続くものと見込まれます。

予算の内容といたしましては、収益的収支におきまして、収入額7億912万8,000円に対しまして、支出額6億8,926万4,000円で、差し引き1,986万4,000円の黒字予算を計上いたしております。

また、資本的収支におきましては、収入額2億4,683万6,000円に対しまして、支出額3億3,815万1,000円で、その収支差し引き不足額9,131万5,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填していくものでございます。

平成25年度の主な施設整備事業としましては、豊丘歩道設置工事に伴います配水管布設がえ工事、日間賀島重要給水施設配水管布設がえ工事、佐久島配水区管路耐震化工事及び日間賀島配水池築造工事を実施することといたしております。予算規模は収益的支出額と資本的支出額の合計額10億2,741万5,000円で、前年度予算額に比較いたしまして875万2,000円、0.9%増となるものであります。平成25年度末の企業債残高見込み額は19億2,838万7,000円でございます。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 発議第26号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第26、発議第26号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、鈴木欽夫君。

○4番（鈴木欽夫君）

発議第26号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

改正の主な内容としまして、条例第1条関係では、地方自治法の一部改正に伴う条文の整理であります。第4条関係では、「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議される間在任する。」を加え、第5条関係では、「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」を加えるものであります。

なお、提出者及び賛成者は、議会運営委員全員でありまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第26号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。よって、本件は可決されました。

日程第27 発議第27号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について

○議長（鈴木和彦君）

日程第27、発議第27号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、鈴木欽夫君。

○4番（鈴木欽夫君）

発議第27号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は地方自治法の一部改正により、現行規則の一部を改正する必要があるからであります。

改正の主な内容としまして、規則第71条関係では、地方自治法の一部改正に伴う条項の整備であります。第14章、15章関係では、本会議における公聴会の開催及び参考人招致に係る規定を新たに追加するものであります。

なお、提出者及び賛成者は、議会運営委員全員でありまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。同僚の議員の賛同をよろしく願います。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第27号の件を起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。よって、本件は可決されました。

日程第28 発議第28号 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書

○議長（鈴木和彦君）

日程第28、発議第28号 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

発議第28号 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書について、案文の朗読をもって説明させていただきます。

生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書。

政府は、無駄・不要と指摘されている大型公共事業に膨大な額を計上する一方で、「特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しを初めとして、最大限の効率化を図る」として、来年度の生活保護費を670億円削減する予算案を閣議決定した。その内容は、都市部の世帯や子育て世帯を中心に生活保護基準を引き下げるとしており、保護費減額世帯は、全受給世帯の96%に及ぶ大規模なものになっている。

近年、生活保護利用者数と生活保護費が年々増加していることは確かである。しかし、現在の保護を受けている世帯の8割以上が高齢者、母子家庭、障害者、疾病者であり、「働けない」からこそ保護を受けているという現実がある。さらに雇用環境の劣悪化により雇用の不安定化が進んでいること、急速に進行する高齢社会の中で年金等の生活保障機能が決定的に弱いことが、生活保護利用者の増加の最大の原因であることは論をまたない。

そもそも、我が国の生活保護の補足率は2割から3割にすぎず、全人口の1.6%と先進国の中では異常なまでに低い。日本国憲法第25条の生存権を守る最後のセーフティネ

ットとして十分に機能していないのが現状である。さらに抑制すれば、困窮者は餓死、孤立死、そして自死、さらには貧困ゆえの犯罪へと追い込まれるおそれがある。また、生活保護基準の引き下げは、最低賃金ぎりぎり働いている労働者、地方税非課税世帯や就学援助などを受けている低所得世帯に大きな影響を及ぼし、「貧困の連鎖」が強まることが必至である。

国民の多くが反対する中、民自公の三党合意で消費税増税法を成立させた。社会保障の充実をうたった増税を強行しながら、生存権を保障する生活保護を標的とした削減は許されるものではない。

よって、政府において以下のことを要望する。

生活保護基準の引き下げを即時撤回し、憲法第25条に基づき、雇用と社会保障を充実させ、所得再分配機能を抜本的に強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年3月5日、愛知県知多郡南知多町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、議員皆さんの御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第28号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

日程第29 発議第29号 愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書

○議長（鈴木和彦君）

日程第29、発議第29号 愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

発議第29号 愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書について、原文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書。

愛知県は、145万人の県民が対象になっている福祉医療制度について、10から20年後の財政負担増推計を唯一の理由にして、低所得者（市町村民税非課税世帯）28万人（19%）の無料は継続するものの、それ以外の117万人（81%）の世帯に一部負担と所得制限を行う「見直し素案」を公表しました。

この制度は、歴年の政府が医療保険制度を改悪してきたのに対し、社会的に特に必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して市町村が築き上げ、県は市町村単独では財政的に困難なことから、市町村が支出する費用の2分の1を補助するものとして位置づけられています。

また、実施主体である全市町村では、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大など、一層の充実が毎年行われています。特に子ども医療費助成制度は、入・通院とも中学校卒業まで対象にしている自治体は49（91%）にまで広がり、子育ての大きな応援になっています。

「見直し素案」公表後、県医師会、障害者団体などが「制度変更反対」「自己負担があると受診がおくれ、重症化で医療費がふえるおそれ」「障害者や家族の意見を十分に反映してほしい」と表明し、県社会保障推進協議会は、無料継続を求める5万筆余りの署名を愛知県知事に提出しています。

地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。今、県民所得の減少や格差の拡大など生活の悪化が顕著になっています。住民の健康を保持するための医療費助成の取り組みは、各種の福祉医療施策の充実とともにますます重要となっています。愛知県に対し、有料化・所得制限を導入せず、一層の充実を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年3月5日、愛知

県知多郡南知多町議会。

提出先、愛知県知事。

以上、議員皆さんの御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第29号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

日程第30 請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（鈴木和彦君）

日程第30、請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

それでは、請願書の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡美浜町大字布土字中平井60-4、全日本年金者組合愛知県本部、美浜南知多支部長、野々部立でございます。請願の趣旨を朗読させていただきます。

町民の福祉増進への日ごろの御尽力に敬意を表します。

昨年12月16日の衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、ことし10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

「物価スライド特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に

消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。

灯油などの生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活は厳しさを増してきています。10年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由はありません。来年4月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さははかり知れません。「特例水準の解消」は、毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れがつくられようとしています。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものです。年金削減の手段とするのは本末転倒です。

このような年金削減の流れを変えたいとする私たちの運動に御理解をいただき、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。

請願事項1. 2013年10月からの2.5%の年金削減を中止すること。以上です。

○議長（鈴川和彦君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（鈴川和彦君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 13時33分 〕